

騒音規制法の自動車騒音に係る要請限度

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める環境省令
(昭和46年6月23日 総・厚令第3号、改正：平成12年12月15日 総理府令第15号)

騒音規制法の規定に基づく自動車騒音の限度を定める区域等
(昭和47年5月1日 東京都告示第518号、改正：平成12年3月15日 東京都告示第279号、
平成24年3月30日 多摩市告示第169号)

(単位：デシベル)

区域の区分	当てはめ地域	車線等	時間の区分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
a 区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1種低層住居専用地域 ・ 第2種低層住居専用地域 ・ 第1種中高層住居専用地域 ・ 第2種中高層住居専用地域 	1車線	65	55
		2車線以上	70	65
		近接区域	75	70
b 区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1種住居地域 ・ 第2種住居地域 ・ 準住居地域 ・ 用途地域の定めのない地域 	1車線	65	55
		2車線以上 近接区域	75	70
c 区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣商業地域 ・ 商業地域 ・ 準工業地域 ・ 工業地域 	1車線 2車線以上 近接区域	75	70
<ul style="list-style-type: none"> ・ 車線とは1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道部分をいう。 ・ 近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の区市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が2車線以下の車線を有する道路は15m、2車線を越える車線を有する道路は20mの範囲とする。 				

備考

1. 測定評価の地点

- (1) 道路に接して住居等が立地している場合は、道路端における騒音レベルとする。
- (2) 道路に沿って非住居系の土地利用がなされ、道路から距離をおいて住居等が立地している場合は、住居等に到達する騒音レベルを測定評価する。
2. 騒音の測定は当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、測定日数は、連続する7日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日間について行うものとする。
3. 騒音の測定方法は、原則としてJ I S Z8731に定める騒音レベル測定法による。
4. 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。
5. 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに3日間の原則として、全時間を通じてエネルギーに平均した値とする。